

様式	火災損害申告書
根拠	福山地区消防組合火災調査事務処理要綱に定める様式
受付窓口	火災が発生した区域を管轄する消防署（分署・出張所）
受付時間	随時 ※災害対応等で不在としている場合があります。
申請・届出時期	火災による損害を申告するとき
提出者	り災物件の所有者、管理者、占有者
委任の可否	可能（委任状は不要です。）
申請・届出方法	窓口に【１部】お持ちください。 ※郵送でも届出が可能です。
添付書類	必要に応じて書類の添付をお願いすることがあります。
手数料	無料
問合せ先	火災が発生した区域を管轄する消防署（分署・出張所）